

平成24年度 戰略的国際科学技術協力推進事業  
日本－中国（MOST）研究交流  
「地震防災」  
提案募集（応募期限：2011年3月22日午後5時）  
**（応募期限：2011年5月9日午後5時）**

2009年5月24日に開催された日中科学技術協力担当大臣会合で署名された「地震分野における科学技術協力の強化に関する日本国文部科学省と中華人民共和国科学技術部の覚書」及び2011年1月5日に独立行政法人科学技術振興機構と中華人民共和国科学技術部国际合作司は、「地震防災」を共同支援する研究交流分野とすることで合意しており、今回支援を行うこととなりました。

## I. 概要

### I-1. プログラムの目的と研究領域

本プログラムの目的は、「地震防災」分野での日中間の研究交流を強化することにより、日中の科学技術協力を推進することにあります。

具体的には、以下の領域で研究交流を実施します。

- (1) 観測・予測研究（長期評価、地震動予測、テクトニクス研究等）
- (2) 構造物の耐震技術（構造物等の地震動応答、耐震性評価研究等）
- (3) 地震減災研究（リスク評価に関する研究等）

### I-2. 応募資格

日本側研究代表者は、日本国内の大学、研究機関、企業に所属する研究者であることが必要です。

日本側研究代表者は、JST 戰略的国際科学技術協力推進事業 日本 - 中国 (MOST) 研究交流課題、日本 - 中国(NSFC) 研究交流課題、又は日本 - 中国 - 韓国研究交流課題において既に採択され、2012年4月時点で研究交流が継続している場合、本公募に応募することはできません。

また、同じ時期に公募される JST 戰略的国際科学技術協力推進事業 日本 - 中国 (MOST) 研究交流課題「気候変動」へ応募する場合、本公募に応募することはできません。

中国側研究代表者は、中国国内の大学、研究機関、企業に所属する研究者であることが必要です。

採択されるためには、日本と中国においてすでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される研究交流であることが必要です。

日本側研究代表者は JST に応募し、中国側研究代表者は MOST に応募して下さい。双方での応募が確認されない場合、審査の対象にはなりません。

### I - 3. 支援の概要

JST と MOST は、研究者同士の相互訪問を含んだ研究交流プロジェクトを支援します。

JST は日本側研究者を支援し、MOST は中国側研究者を支援します。

## II. 具体的な支援の内容

応募状況にも依存しますが、今回の公募は合計 3 課題程度を採択する予定です。

### II - 1. 研究課題当たりの予算規模

#### II - 1. 1 JST (日本側応募者にのみ適用)

研究交流の内容により各年度の予算は異なりますが、3 年間の総額で 1,500 万円程度 (500 万円／年) を上限とします。(毎年一定でない提案も可能です。)

本事業予算の関係上、各年度の額については調整させていただく場合もあります。

設備備品費は、原則として初年度のみ支援いたしますのでご留意ください。

#### II - 1. 2 MOST (中国側応募者にのみ適用)

研究交流の内容により各年度の予算は異なりますが、3 年間の総額で 120 万人民元程度 (40 万人民元／年) を上限とします。(毎年一定でない提案も可能です。)

本事業予算の関係上、各年度の額については調整させていただく場合もあります。

設備備品費は、原則として初年度のみ支援します。

### II - 2. 支援期間

研究交流開始から正味 3 年間を最長とします。

研究交流開始は 2012 年 4 月頃を予定していますが、最終的には JST、MOST の協議により決定します。

### II - 3. 支援の詳細

本プログラムは、日中研究交流に関わる追加的費用 (試験研究費、旅費、セミナー／シンポジウム開催費等) を支援するためのものです。そのため日中の研究グループにおいては、主要な研究設備がすでに整えられていることが前提となります。

#### II - 3. 1 応募者と JST/MOST との契約

##### II - 3. 1. 1 JST

本プログラムで支援した研究交流の成果として何らかの知的財産権 (特許権、

実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等) が生み出された場合、日本側と中国側の関係する研究機関同士は、かかる知的財産権の帰属について十分に協議してください。

支援の実施にあたり、JSTは日本の大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。契約締結に当たっては、本事業にかかる一切の執行事務手続きを大学等で実施することを前提にしています。本事業により生じた日本側に帰属すべき知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

### II-3. 1. 2 MOST

本プログラムで支援した研究交流の成果として何らかの知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)が生み出された場合、日本側と中国側の関係する研究機関同士は、かかる知的財産権の帰属について十分に協議してください。

支援の実施にあたり、MOSTは中国の大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。研究交流期間において、MOSTの国際科学技術協力プロジェクト管理方法に基づき、研究を管理します。本事業により生じた中国側に帰属すべき知的財産権は、中国現行の法律及び法規、規定に基づいてその帰属先が決定されます。

### II-3. 2 研究者間の契約

- (1) 具体的な研究交流を実施する上で共同研究契約等が必要であれば、日本と中国の研究機関等間で契約を締結していただきます。知的財産権の取り扱いについて関係研究機関同士で十分話し合っておくことを強く推奨します。そのような契約が締結されている場合には、応募申請書の中にその旨記述してください。
- (2) 相手国内で観測・実験等を行う際に必要な関係当局への申請等の手続き、データの利用、相手国外への持ち出しに係わる関係当局への申請等の手続きについては、日本と中国の研究機関等間で十分調査し、必要な手続きをとっていただくことを強く推奨します。

### II-3. 3 支出費目

日本側研究者に係わる費用はJSTが支援し、中国側研究者に係わる費用はMOSTが支援します。

支援費は、研究交流費と試験研究費で構成されています。本事業の目的が国際的な研究交流を促進することにある点に鑑み、研究交流活動により多くの支援費が配分されることを期待します。

### II-3. 3. 1 JST(日本側応募者にのみ適用)

#### (1) 研究交流費

##### ① 旅費

原則として、旅費は研究代表者の所属する大学等の旅費規程に従って支出して下さい。

JSTは日本側研究者の旅費のみを負担します。

##### ② シンポジウム等開催費

シンポジウムやセミナー開催に係る以下の経費を対象とします。

シンポジウム／セミナー用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等

#### (2) 試験研究費

##### ① 設備備品費（原則として初年度のみ）

既存の施設・設備を十分活用することを前提としていることから、日中研究交流に必須な設備のみを対象とします。原則として初年度のみとなります。

##### ② 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費。

##### ③ 謝金等

人材派遣等の人物費や講演依頼謝金等に関わる経費。

##### ④ その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費。

#### (3) 間接経費

間接経費は、本事業にかかる一切の執行事務手続きを大学等で実施することを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

#### (4) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

##### ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用

##### ② 大規模な設備備品を購入するための費用

##### ③ 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用

##### ④ その他当該研究交流の実施に関連のない費用

### II-3.3.2 MOST（中国側応募者にのみ適用）

#### (1) 研究交流費

原則として、旅費は研究代表者の所属する大学等の旅費規程に従って支

出してください。

MOST は中国側研究者の旅費のみを負担します。

- (2) 試験研究費、シンポジウム等開催費、間接経費、支出できない費目は、中国財政部と科学技術部の関係規定に基づく必要があります。

### III. 応募

応募は、日中双方の研究者が共同協議の上、日本側研究者は JST に、中国側研究者は MOST に申請を行ってください。双方の研究者は同じ項目の英語版書式を共同で記入する他、それぞれ日本語版と中国語版の書式に記入する必要があります。JST から配布する日本語版の申請書式と MOST から配布する中国語版の申請書式は若干の違いがあることがあります。

申請書類には次の記述が必要です。

- a) 日本側研究者と中国側研究者がそれぞれ研究交流の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究交流に関する記述
- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 研究交流の根幹をなす現在行われている研究及び日本・中国グループの各々の強みに関する記述
- d) 両グループがどのように競争し、技術及びその他の資源を相互に補いあうのかを含めた、研究交流がもたらす付加価値に関する記述
- e) 長期的にみてその研究交流が、日中の研究協力をいかに強化するのかに関する記述
- f) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由

#### III-1 申請書式

双方の研究者は以下の書式に従い、英語版 (E) を提出してください。なお、中国側研究者は中国語版 (MOST のホームページからダウンロード可) を、日本側研究者は日本語版 (J) も提出してください。

Form-1J/E	申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2J/E	要約
Form-3J/E	研究代表者情報（経歴（※））
Form-4J/E	日本及び中国の研究交流者一覧
Form-5J/E	研究交流の概要－6 ページ以内－
Form-6J/E	研究交流計画
Form-7 E	日本側代表研究者の最近5年間の論文他
Form-8 E	中国側研究者の最近5年間の論文他
Form-9 J/E	年度毎の経費計画

（※）日本と中国両国の研究代表者の経歴を記述する。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。なお、A4 サイズの 1 / 2 以内に収めてください。

### III-2 申請書式の作成

応募者はIII-1で記載したすべての申請書式を作成してください。

### III-3 申請書式の提出について

応募の締切は~~2011年3月22日(火)~~ 2011年5月9日(月)とします。

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム(<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)を通じて応募してください。日本側の締切は~~2011年3月22日午後5時~~ 2011年5月9日午後5時とします。

この度の東北地方太平洋沖地震の影響で、e-Radを利用しての申請が困難な場合は、E-Mailでの提出も受け付けます。出来ればあらかじめ電話で連絡の上、期限内に [sicpch2@jst.go.jp](mailto:sicpch2@jst.go.jp)まで、添付でお送り下さい。

中国側応募者は、主管省庁又は地方科技厅を通して、M O S T国際合作司に提出してください。中国側の締切りは~~2011年3月22日午後5時~~ 2011年5月9日午後5時とします。

## IV 提案書の評価

### 1. 評価手順

JSTとMOSTで別々に選任された専門家で構成される委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JSTとMOSTは協力して支援する課題を選定します。

### 2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

#### ① 制度の主旨及び対象分野への適合性

提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究交流の基盤が整備されていること

#### ② 研究代表者の適格性

研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること

#### ③ 計画の妥当性

計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること

#### ④ 研究交流の有効性

相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること

a. 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓

b. 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成

- c. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
- ⑤ 現在の研究活動  
提案の研究交流が、日本と中国において既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する研究交流であること。

### 3. 結果の通知

選定の結果については、2011年8月末頃までに、採否にかかわらず、研究代表者に通知します。

## V 採択後の研究代表者の責務

### 1. 年度ごとの進捗報告

日本側研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等は支援費の管理報告をJSTに提出してください。

中国側研究者は国際科学技術協力計画に基づいて報告してください。

### 2. 終了報告

日本側研究代表者は、国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかにJSTに提出してください。経理報告だけでなく、交流活動報告も必要です。この終了報告には、全体概要（A4で5枚以内）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

中国側研究者は国際科学技術協力計画に基づいて報告してください。国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかにMOSTに提出してください。この終了報告には、全体概要（A4で5枚以内）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



仲 大地, 遠藤 鈴佳

JST

Tel. +81(0)3-5214-7375

sicpch2@jst.go.jp

## 日本側応募者への追加的注意事項

### I. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について

1 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。

このため、下記ホームページの様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(この場合、平成 26 年度以降も継続して事業を実施する場合、平成 25 年秋頃に再度報告書の提出が求められる予定(本年秋の報告書の提出は不要です。)ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください)

#### 【URL】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1297229.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1297229.htm)

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究機関監査室より文書にてお知らせいたします。

ただし、平成 23 年 4 月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出される場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、及び提出日を申請書に記載してください。(この場合、①平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月 31 日までに報告書を提出した場合(平成 25 年度以降も事業を実施する場合に限ります。)は平成 24 年秋頃に、②平成 24 年 4 月 1 日以降に報告書を提出した場合(平成 26 年度以降も事業を実施する場合に限ります。)は平成 25 年秋頃に、それぞれ再度の報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。)

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

#### (1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

## (2)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース<sup>\*</sup>への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することができます。

\* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

## (3) 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

## 2. 日本側研究者への注意事項

### (1) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国との法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

#### 【参考】

「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

#### (抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイドライン(平成20年1月)」より抜粋)

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

#### 【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

## (2) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

#### 【参考】

「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html)

#### (3) 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

#### (4) 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

#### (5) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

#### (6) 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

#### (7) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

## (8)研究活動の不正行為に対する措置

- 1) 研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照下さい。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

- 2) 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。
  - ・不正行為があつたと認定された研究にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者および当該不正行為に関与したと認定された者：不正が認定された年度の翌年から2～10年
  - ・不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があつたと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者：不正が認定された年度の翌年から1～3年
- 3) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度\*JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であつて、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(遡及して適用することがあります)。
- 4) 本事業において、研究活動の不正行為があつたと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度\*において申請および参加が制限される場合があります。

\* 他の具体的な対象制度については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

その他、平成23年度に公募を開始する制度も含みます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がございますので、適宜文部科学省及びJSTのホームページ等でご確認ください。

## II. e-Rad システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ：<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力 推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 仲、遠藤	03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) sicpch2@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:30 ~ 午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日~ 1月3日)を除く

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

(1) システムの使用に当たっての留意事項

① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受け付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月~金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのシステム

に登録されています。

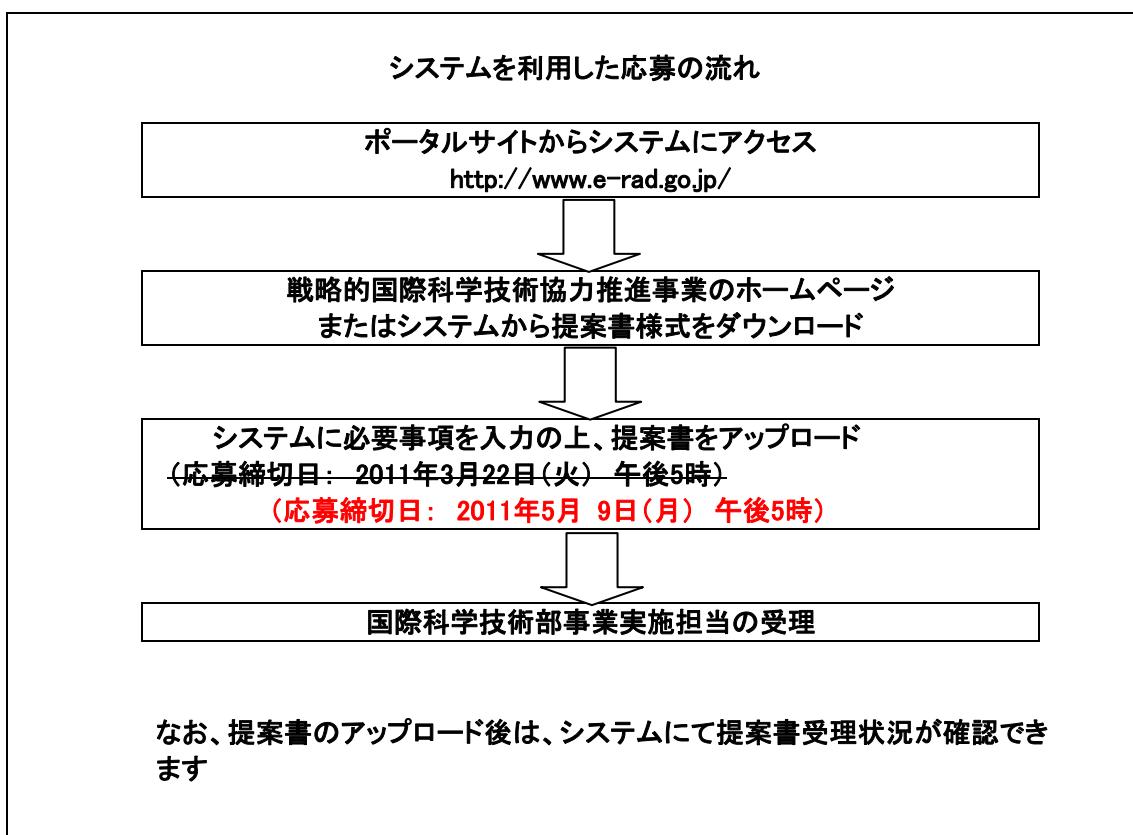
所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

##### ⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・

独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

#### （2）システムを利用した応募の流れ



(3) 提案書類の注意事項

ポータルサイト	<a href="http://www.e-rad.go.jp/">http://www.e-rad.go.jp/</a>
提出締切	2011年3月22日(火) 午後5時 <b>2011年5月 9日(月) 午後5時</b>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用の上、提出してください。 システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。</li> <li>制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。</li> <li>提案書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、操作マニュアルを参照してください。</li> <li>提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアルの操作方法を参照してください。</li> <li>アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。</li> </ul>
・システムの利用方法	
・応募書類様式のダウンロード	
・ファイル種別	
・画像ファイル形式	
・ファイル容量	
・提案書アップロード	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。</li> </ul>
・提案書アップロード後の修正	<p>&lt;所属研究機関を経由する場合&gt; 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。 所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>&lt;所属研究機関を経由しない場合&gt; 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。 配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部へ修正したい旨を連絡してください。</p>
・受付状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、ヘルプデスクまで連絡してください。</li> <li>提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。</li> </ul>

## JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%」と具体的な数値目標が示されています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めています。  
男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。  
研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

### さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%（平成19年度末現在。平成20年度科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジしていくって欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイディアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小館 香椎子

（日本女子大学教授）

北澤 宏一